

株式等譲渡益課税の概要

	概 要
<p>上 場 株 式 等</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式 ・ E T F ・ 公募投資信託 ・ 特定公社債 <p>)</p> <p>等</p>	<p>申告分離課税</p> <p>上場株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p> <p>※ 源泉徴収口座における確定申告不要の特例</p> <p>源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。</p> <p>※ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除</p> <p>上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年の上場株式等の配当所得等の金額から控除可。</p> <p>上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額からの繰越控除可。</p>
<p>一 般 株 式 等</p> <p>(上場株式等以外の株式等)</p>	<p>申告分離課税</p> <p>一般株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p>

(注) 平成25年(2013年)1月から令和19年(2037年)12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。